

# チャイルドシート等助成事業のお知らせ

町では子育て支援及び交通安全対策の一環として、チャイルドシートやジュニアシートの購入費用の一部を助成する『チャイルドシート等購入費用助成事業』を実施しています。

また、親族の帰省時などにチャイルドシートを一時的に貸出する『チャイルドシート等短期貸与事業』を行っております。

利用を希望される方は必要書類等を持参のうえ、役場 町民生活課で申請手続きを行って下さい。

## 「チャイルドシート等購入費用助成事業」

### ① 助成対象者は、次の要件を全て満たす者

- ・町内に住所を有する者
- ・チャイルドシート等購入時に満6歳未満の乳幼児と同居し、養育している者
- ・新冠町税条例第3条に規定する町税及び国民健康保険税を滞納していない者

### ② 助成金額

- ・購入金額の2分の1の額（1,000円未満切捨）を助成。  
上限額は、チャイルドシートは15,000円、ジュニアシートは5,000円とします。

### ③ 手続きに必要な書類等

- ・購入費用助成申請書（役場窓口に設置）
- ・領収書と購入した製品名等が確認できる書類（保証書等）
- ・助成金を振込む通帳の写し

### ④ 利用可能回数

助成回数は乳幼児1人につきチャイルドシート1回、ジュニアシート1回限りとします。



# 新しい「自転車交通ルール」について



令和8年4月1日より自転車の交通ルールが厳格化されました。

最大の特徴は、信号無視や逆走などの違反に対し、車と同様の「青切符（交通反則通告制度）」が導入される点です。

16歳以上の運転者が対象で、信号無視、一時不停止、傘差し運転、スマホ運転、無灯火、ブレーキ不良などの悪質な違反に対し、反則金が科されます。

これまでは、指導警告で済んでいましたが、今後は金銭的負担に繋がるため、車道左側通行や交通ルールの遵守がこれまで以上に重要となります。

警察庁が開設するホームページに「自転車交通安全」というサイトがあります。4月からの制度改正や自転車の交通ルールについて分かりやすくまとめられていますので、ぜひ一度ご覧になってください。

警察庁 HP  
自転車交通  
安全ページ

